〇函館市一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格を定める条例

平成24年12月18日条例第58号

函館市一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格を定める条例

（趣旨）

第１条　この条例は，廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第21条第３項の規定に基づき，市が一般廃棄物を処分するために設置する一般廃棄物処理施設に置かれる技術管理者の資格を定めるものとする。

（技術管理者の資格）

第２条　法第21条第３項の条例で定める資格は，次のとおりとする。

（1）　技術士法（昭和58年法律第25号）第２条第１項に規定する技術士（化学部門，上下水道部門または衛生工学部門に係る第２次試験に合格した者に限る。）

（2）　技術士法第２条第１項に規定する技術士（前号に該当する者を除く。）であって，１年以上廃棄物（法第２条第１項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。）の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

（3）　２年以上法第20条に規定する環境衛生指導員の職にあった者

（4）　学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く。次号において同じ。）または旧大学令（大正７年勅令第388号）に基づく大学の理学，薬学，工学または農学の課程において衛生工学（旧大学令に基づく大学にあっては，土木工学。次号において同じ。）または化学工学に関する科目を修めて卒業した後，２年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

（5）　学校教育法に基づく大学または旧大学令に基づく大学の理学，薬学，工学，農学またはこれらに相当する課程において衛生工学および化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後，３年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

（6）　学校教育法に基づく短期大学（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）もしくは高等専門学校または旧専門学校令（明治36年勅令第61号）に基づく専門学校の理学，薬学，工学，農学またはこれらに相当する課程において衛生工学（旧専門学校令に基づく専門学校にあっては，土木工学。次号において同じ。）または化学工学に関する科目を修めて卒業した（同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）後，４年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

（7）　学校教育法に基づく短期大学（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）もしくは高等専門学校または旧専門学校令に基づく専門学校の理学，薬学，工学，農学またはこれらに相当する課程において衛生工学および化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した（同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）後，５年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

（8）　学校教育法に基づく高等学校もしくは中等教育学校または旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）に基づく中等学校において土木科，化学科またはこれらに相当する学科を修めて卒業した後，６年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

（9）　学校教育法に基づく高等学校もしくは中等教育学校または旧中等学校令に基づく中等学校において理学，工学，農学に関する科目またはこれらに相当する科目を修めて卒業した後，７年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

（10）　10年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

（11）　前各号に掲げる者と同等以上の知識および技能を有すると市長が認める者

附　則

この条例は，平成25年４月１日から施行する。

附　則（平成31年３月６日条例第10号）

この条例は，平成31年４月１日から施行する。